

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程第74次改正案」に関する意見照会結果取りまとめ（第2回）

令和8年7月30日

No.	団体名等	分類	意見	理由	コメント
1	複数	6-36-3-2 (1) ③ 7-36-3-1 (1) ③ 7-36-8-3 (1) ③	その平面部（湾曲部を除く。） ↓ その平面部（湾曲部を除く。以下、③において同じ。）とし、 中間部分の（湾曲部を除く。）を削除してはどうでしょうか。	書きぶりの提案です。	ご意見を踏まえ修正しました。
2	軽自動車検査協会	6-44-2 (3) 6-44-2 (8)	UN R16-10-S1 ↓ UN R16-10-S2 UN R173-01 ↓ UN R173-01-S1	令和8年6月4日付け細目告示改正において、サブリメントの改定が 実施されているため、反映させるため。 (R8. 6. 国土交通省告示第六百七十一号)	ご意見のとおり修正しました。
3	軽自動車検査協会	6-44-2 (5) ③	削除する。	第6章は新車の指定自動車等に係る基準であるため、使用過程の多 仕様自動車に関する規定は不要と思われます。	ご意見のとおり修正しました。
4	軽自動車検査協会	6-44-2 (11)	(4) ③ ↓ (3) ③	修正漏れと思われます。	ご意見のとおり修正しました。
5	軽自動車検査協会	6-44-4 (10) ②ウ 6-44-4 (13) ②ウ 6-44-14②ウ 6-44-17②ウ	削除する。	第6章は新車の指定自動車等に係る基準であるため、指定自動車等 以外の自動車に関する規定は不要と思われます。	ご意見のとおり修正しました。
6	軽自動車検査協会	6-44-4 (12)	③として「新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であ って、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和9年8月31 日以前のもの」を追加する。	第7章と同様の規定を設けるにあたり、訂正漏れと思われます。	ご意見を踏まえ修正しました。
7	軽自動車検査協会	6-86 (4) ③イ 7-65-4 (7) ② 7-65-11② 7-67-4 (5) ② 7-67-9②	大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自 動車を除く。 ↓ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）を除く。	審査事務規程の本則については、「小型特殊自動車」を記載しない ことになっているため、不要と思われます。	ご意見のとおり修正しました。
8	日本自動車車体工 業会	6-86 (4) ③イ (7) 6-86 (4) ③イ (4)	前照灯に係る指定 ↓ 大型後部反射器に係る指定	誤記と思われます。	ご意見のとおり修正しました。
9	複数	6-90の2 (2)	定める基準に定める基準 ↓ 定める基準	誤記と思われます。	ご意見のとおり修正しました。
10	軽自動車検査協会	7-36-2-2	性能要件（書面等による審査） ↓ 書面等による審査	誤植と思われます。	ご意見を踏まえ修正しました。
11	複数	7-36-3-1 (1) ③	沿直面 ↓ 鉛直面	修正漏れと思われます。	ご意見のとおり修正しました。

No.	団体名等	分 類	意 見	理 由	コメント
12	軽自動車検査協会	7-36-8-1	及び6-36-8-3 ↓ 及び8-36-8-3	誤記と思われます。	ご意見を踏まえ修正しました。
13	軽自動車検査協会	7-36-8-2	改正案中「7-36-8-1の」を削除する。	他の書きぶりに合わせては如何でしょうか。	再考しましたが原案のままとさせていただきます。
14	軽自動車検査協会	7-90の2-2-1 (1) ② 8-90の2-2 (1) ②	白色の長方形 ↓ 白色長方形	告示と平仄を合わせてはいかがでしょうか。	ご意見のとおり修正しました。
15	複数	7-106 8-106	後写鏡等 ↓ 後写鏡	修正漏れと思われます。	ご意見のとおり修正しました。
16	軽自動車検査協会	8-90の2-2 (1) ①	車両後退表示投影装置の色は ↓ 車両後退表示投影装置の灯光の色は	記載漏れと思われます。	ご意見のとおり修正しました。
17	軽自動車検査協会	別添2 3.2. (1) ③④	別表第1（別添2関係）のその他の灯火等の制限が新設されたことにより、別添2 3.2. (1) ③④6-96が漏れていると思われる。	反映漏れかと思慮します。	ご意見のとおり修正しました。
18	複数	附則 1.	第6-3号様式 ↓ 第6-2号様式	誤記と思われます。	ご意見のとおり修正しました。